

第 210 回内水面漁場管理委員会

1 日 時 平成 24 年 7 月 17 日（火） 午後 1 時 30 分から

2 場 所 長野県水産試験場諏訪支場

3 出席者

○漁場管理委員 10 名

漁業者代表：近藤政雄、古川薫美、藤森寛治、宮島幹夫

採捕者代表：名取清、田中経人

学識経験者：沖野外輝夫、桐生透、平林公男、竹原文子

○事務局

北原書記長他 3 名

4 会議事項

(1) 遊漁規則の一部改正について

(2) 漁業権免許切替事務について

(3) その他

会長挨拶 議事に入る。

沖野会長 最初に、議事録署名委員の指名をさせていただきます。今回は宮島委員、平林委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。それでは次に、(2)の「遊漁規則の一部改正について」、6件ありますが、説明の方は事務局から一括お願ひして、審議は個々にやるということでお願ひします。それでは事務局お願ひします。

事務局 (資料 1-1, 1-2 により説明)

沖野会長 はい、どうもありがとうございました。それでは一件ずつ審議をしていきたいと思ひます。先ず、1番目の奈良井川漁協の申請。これは、今まで中学生は有料であったのを無料にするということですが、何かご質問ご意見いかがでしょうか。全漁協が中学生以下無料というわけではないんですね。

沖野会長 はい、どうぞ田中さん。

田中委員 (中学生以下を) 無料にするということで、賛成の意見なんですけれど、釣りを通じて青少年の健全育成ということにもつながりますので、賛成したいと思ひます。

沖野委員 他にいかがでしょう。川に入って遊びやすくすることで、将来性を期待すると

ということですが、よろしいでしょうか。

委員一同 異議なし

沖野会長 それでは、皆さんご異議ないようですので、認可して差し支えない旨の答申をしたいと思います。

2番目は天竜川漁協ですが、これは遊漁料を一律10%増ということです。それから現場付加金は（基準で定めた）最高額の1,000円にしたいというものです。これについて、ご質問、ご意見いかがでしょうか。理由については先ほどご説明ありましたが、いかがでしょうか。額としては、基準の範囲内にはなっていますが。

藤森委員 いいんじゃないでしょうか。基準以内ですし。

委員一同 異議なし。

沖野会長 それでは、申請どおり遊漁料については、アユ1日券を2,200円、1年券を8,800円、アユ以外の1日券を1,100円、1年券を6,600円、それから、現場付加金を600円だったものを1,000円にするということで、認可して差し支えない旨答申します。

3番目、千曲川漁協で、現場付加金を、従来300円であったものを800円としたいというものです。これも1,000円以下ということですので、基準以内ではあります。いかがでしょうか。ご異存ありませんか。

委員一同 異議なし。

沖野会長 それでは、申請どおり認可して差し支えない旨答申します。

4番目は裾花川水系漁協、これは、遊漁料、現場付加金とニジマスの遊漁期間の変更ということです。遊漁料については、アユ以外の1年券を4,500円を5,000円に変更するというもので、これも組合員負担額からみて基準内です。また、現場付加金を700円であったものを1,000円にしたいというものです。先ずこの遊漁料、現場付加金について、ご質問、ご意見ありますでしょうか。

委員一同 異議なし。

沖野会長 それでは、遊漁料、現場付加金については了承いただいたということです。それから、遊漁期間ですが、ニジマス、イワナ、ヤマメが同じ遊漁期間であったものを、ニジマスだけ周年とするものです。いかがでしょうか。

名取委員 いいと思います。

委員一同 異議なし。

沖野会長 それでは、裾花川水系漁協の遊漁料、現場付加金、ニジマスの遊漁期間について、申請どおり認可してよい旨答申します。施行日の認可日からというのは、いつからになるんですか。

事務局 委員会で認可して差し支えない旨の答申をいただきましたら、事務処理を進めまして、予定で申し上げますと7月の末から8月の始めに認可となる予定です。

沖野会長 5件目、南佐久南部漁協からのニジマスの遊漁期間を周年とするものです。これについて、いかがでしょうか。はい、どうぞ名取さん。

名取委員 (改正案)文章の「また、投網については、別に組合が公表する区域期間とする。」と書いてありますが、自分達釣り人の立場としますと、できればこういう機会から投網を禁止してほしいと思うんですけど。漁期の間釣りをいつまでも楽しめるように、10月1日から翌年2月15日まで、できたら(投網禁止に)してほしいと思います。

沖野会長 その辺、事務局いかがでしょう。

事務局 冬期間について投網は禁止され、この区間は夏場はアユの漁場として利用されていまして、組合員がアユを釣った後回収するというか、遊漁規則ですので、遊漁者も投網を打てるということになりますので、アユの投網を打つ遊漁者が、先ずアユが終わったときに回収して、ニジマスの漁期に入ったら、投網は止めてもらうということになると思います。

名取委員 その回収するという言葉が嫌いなんです。回収するのではなくて、自然の中に魚を置いてほしい。その後釣り人が楽しめれば、より長く釣りが楽しめるんじゃないのかと。回収するという、魚を自分達が放流したら全部回収しなければという、今の漁協の基本的な考えがあまり好きじゃないんですから。自然に放っておいたら、皆が釣りができて楽しいなど。釣り人とすると、そういうふうに思います。

事務局 アユについては、南佐久南部漁協のような千曲川最上流の漁協では、天然遡上はほとんどありませんので、そこにいるアユは漁協が放流したもので成り立っているのです。もし放流したものをそのままにしておいて下流に流れていって、下流の信濃川で産卵するという話になりますと、南佐久南部漁協としては、そのままにしておくメリットがないわけです。信濃川の資源にはなるかもしれませんが、千曲川の資源にまではならないということで、どうしても自分達が放流して、自分達の漁場で大きくなったものは、何とか捕りたいという意味も込めて、回収という言葉を使ったんですけ

ど。

名取委員 気持ちは分かります。

沖野会長 これはいかがでしょうかね。投網については、禁止するともしないとも書いてないわけなんですけど、漁協にお任せするという意味合いになってはいますが、この委員会で、こういう意見がでたということを漁協にお伝えいただくことは可能ですか。

名取委員 それはできますよね。

事務局 ニジマスについては、ということでよろしいですね。

名取委員 そう、ニジマスについて。

沖野会長 「別に組合が公表する区域期間とする。」という曖昧な書き方ってあるんですね。

事務局 同じく以前ニジマスの禁止期間を解除した佐久漁協においても、「投網については、漁協が公表する区域期間とする。」というふうに規定されていますので、遊漁者と漁業者、組合員が不公平に扱われるということはないと言えらると思います。

沖野会長 それは分かりますが、文章の表現として曖昧なものを承認するしないということが。はい、どうぞ藤森さん。

藤森委員 アユは1年魚ですよ。ニジマスというのは、1年ということはないですよ。そうすると漁協の方もニジマスを捕る目的ではなくて、アユを目的に（投網で）捕ると思うんですよ。だけど、たまたま捕れたものは、もって帰るかもしれないよという程度のことでないかと思うんですよ。ニジマスでお客さんを呼びたいとしているんですから、捕ってしまったらお客さん来なくなるんですから、漁協の人達もその辺は分かっていると思うんですよ。

名取委員 ただね、一般的に、中信地区でもそうなんですけど、漁協の釣り会なんかやりますと、必ず午後3時以降は投網がいいというやり方なんです。これおかしいんです。自分達の放したものは自分達が投網で捕っちゃわなければと、この辺の考え方を変えていかないと、特に薄川のような狭い河川で、3時頃になると周りに投網をもったおじさんたちが沢山いると、釣り竿で釣りをしている人は気分よくないですよ。この後（投網を）やらなければしばらく皆釣りが楽しめるのに、投網をする人が車で待っているような状況で、これは組合を変えていかないと。そのように釣り人は思います。

沖野会長 はい、近藤さん。

近藤委員 二つあるんですね。一つはこの委員会で出されている増殖指示量による増殖事業としてやっている放流と、もう一つは、ある区間の漁場を解放して、例えば何々支部で釣り大会とか、あるいは子供達を対象とした釣り大会などの釣り大会をやるときの放流事業、実はこれは似て非なるものなんですよ。増殖事業としてやる場合に、一番問題となるのが、放した魚は誰のものかということなんです。漁協でお金を出して買ってきた魚を増殖事業として放した瞬間に、漁協のものではなく川のものになるんですね。しかし、後で言った釣り大会とかの場合の放流した魚は主催者のものなんじゃないでしょうか。魚ですからあっちこっち行って難しいんですが、でも、基本的には、増殖事業でやったのか、そうじゃないのかということで考え方を変えなければいけないんじゃないかと思います。そこのところは、漁協としてもキチンとした。様々な条件がありますから、一概に漁協は放した魚は俺たちのものだ、川の魚は俺たちのものだというふうにはなっていないと思うんですが。確かにお金を出して買ってきた魚を放流しているわけですから、特にニジマスなんかは完全にそうですから、そうすると俺たちのものだという意識が働く人が多いんです。でも基本的に増殖事業で放流した魚は川のものだと解釈しないといけないんですね。その辺のところ、トラブルのないようにしていきたいと思っています。ただ、大会などについては全く別なんだというふうには考えなければいけないと思います。その辺のところを使い分けしていかなければいけないと思います。議論になるところです。

沖野会長 はい、一応遊漁期間のニジマスを周年化するということは、異論がないということだと思います。それは申請どおりとして、付帯意見として、「投網については、こういう意見がありましたよ。」と漁協にお伝えいただくことで、いかがでしょう。

委員一同 はい。

沖野会長 それでは、事務局の方でその旨お伝えください。はい、近藤委員。

近藤委員 先ほど投網で回収するという姿勢がおかしいという意見なんですね。投網漁というのは、行使規則、遊漁規則で認めている漁法ですので、投網そのものがまずいよという指摘は、漁協としたらいくら県の方から指導されても、漁協の方としては、ああそうですかというわけにはいかない。

名取委員 狭い河川の投網を禁止してほしい。薄川のような2間半(約4.5m)の竿でやると重なっちゃうような狭いところを、両側から網を打たれると本当に見ていて情けないですね。

犀川のような広いところでやるのはいいのですが。

近藤委員 おっしゃることは分かるような気がします。ただ、どこまでどういう範囲で規制するかということが問題となってくるわけですね。小河川というのがどのくらい

が小河川なのか。これが、漁場管理委員会の方向として、県の方で指導してくださいよということになれば、漁協としては、飲める場合と飲めない場合が出てくるんで、それだけは申し上げておきたい。それぞれの漁協の実情とか、川の特異性もありますので、一律に方向づけされては漁協としては成り立たないという点を承知いただきたい。

名取委員 各漁協でこの沢、この沢は禁止しましょうと決めていただきたい。

近藤委員 その場合は第三者の意見も必要になってくるんですね。そうなってくると、それぞれの漁協の小河川について、ここは（投網が）いいんじゃないかとか、ここは投網禁止にしようよという点は、細部に渡って第三者委員会を設けてチェックしていかないと、漁協だけ、あるいは、県と漁協だけというのでは、ちょっと抵抗があるんじゃないでしょうか。

沖野会長 あくまでも付帯意見として、指導するというのではなく、こういった意見がありましたということをお伝えいただくということ。

近藤委員 そうですね。よろしくお願いします。

沖野会長 よろしいですか。

委員一同 はい。

沖野会長 では、最後の北信漁協ですが、これもニジマスの周年化ということになります。これについて、ご質問、ご意見いかがでしょうか。

名取委員 ニジマス区間については、大いにやってもらいたいと思います。賛成です。

沖野会長 よろしいですか。

委員一同 はい。

沖野会長 それでは、北信漁協の申請についても了承したということにいたします。6件、申請どおり了承したということで、よろしいでしょうか。はい、どうぞ古川さん。

古川委員 今、認可することに同意した件については異論ありません。プラスアルファの意見として申し上げたいんですけど、今、改正案の中にもあるんですが、遊漁料を上げる、現場付加金を上げる、奈良井川の場合は中学生以下を無料とするとのことですが、他の所は値上げの方向で、その背景には、釣り人のマナー、要するに釣り券を買

わずに川に出てしまっ、そこで徴収されたりとか、監視をする人の労働が過酷になってしまうので、そういうことがあっての値上げだと思います。それは、仕方がないことかと思いますが、それを防ぐ、非常に遠回りかもしれませんが、子供たちの教育現場で、例えば夏休みに入る前の学校で、少しの時間でいいので、子供に対して、長野県の川で釣りをする場合に遊漁料が必要ですよということや、各漁協の管理するそれぞれの川で料金が違いますよということ、それから、釣りをした後のマナーですね、糸とか針を必ずもって帰るということを学校の先生から、子供たちに教えてもらう時間を設けてもらったらいいなと思います。これは、大分前になりますが、この委員会の場で言ったことがありまして、うやむやになりましたが、非常に面倒かもしれませんが、子供に教えると、子供が大人になったときに、小さい頃に教えてもらったことは守ると私は信じているんですが、キチンと教育すれば、釣り人のマナーだってよくなるはずですよ。釣り人のマナーの悪い人というのは、ほんの一部の人だと思うんですよ。マナーのいい人の方が圧倒的に多いと思いますので、学校でキチンと教えてもらう機会を設けてもらえたらいいなと思います。せっかく奈良井川漁協のように、川に親しんでもらうために中学生以下の遊漁料無料をやっても、川ではこういうことをしてはいけないとか、危ないから川に行っちゃいけないというように、駄目だということばかり教えるのではなくて、ルールを守って安全な所で遊ぶことは非常にいいと思います。冬は遊べないですが、夏だけ安全を確認した上で、本当に知らなくて券を持たずに川に出てしまう人もいますので、知ってて出る人は非常によろしくなんですが、学校での教育を、長野県から発信していけば、日本の民族は震災の後の配給でもキチンと列に並んで暴動が起きないと言って、ヨーロッパでもなんてすばらしい民族だと思われているくらいなんで、キチンと教育をしたらいいんじゃないかと思います。

沖野会長 はい、ありがとうございます。今のご意見は漁場管理委員会から漁協でこういう制度があるということをお教育現場に伝え、そして何らかの対応をいただきたいと申し入れをするというようなことだと思っておりますが、その辺のやり方について事務局の方で考えてみていただけますか。今までそういう例はありますか。

事務局 ないと思います。

近藤委員 学校の現場が変わってしまったんですね。私の実験の経験をお話させていただきますと、ある町の教育委員会では体験学習使用をしようということで、ヤマメの放流を含めて手を貸していただけないかと教育委員会に、もちろんその町の組長さんにもお願いに行きました。組長と教育長は、それどころじゃないと喜んでいただいて、学校でも校長先生は大賛成でした。それで何が起きたかという、ある学校の何年生を対象にしましょうということで始めました。実際にやることはやったんですが、こういう話が帰ってきました。まず担任の先生がお手上げしてしまいました。やらないと。やるにしても川のこと知らない。学校の先生を先に川にご案内して、ここでやるんですよと言って、川の安全な所を案内して、了解してもらってやりました。先生がクラスに話をしてやることになりました。決まったら今度は、PTAからクレ

ームがありました。それで、安全をどう確保するかとスッタモンダしました。今度はバケツがないということになりました。バケツは個々の家から持ってきてくださいといったら、個々の家からそんなことのためにバケツを持ち出すことはまかりならんと、主催者の方でバケツも用意しなさいという話になりました。一切合切を用意してお出てくださいといって放流をしました。放流するときも、例えば30人いたら、バケツも30個全部用意しなければいけないんですね。グループっていうわけにはいかないんですね。ひとりひとり全部道具も用意しなければならないんですね。そういう状態でした。そんな状態でしたので、2年目はどうしますかとお聞きしたら、お断りされました。つまり、自然体験学習は実際の学校現場では、余計なものは持ってくるなという感じでした。そういうことでしたので、教育委員会や組長が大賛成でしたけれども、学校の現場とPTAがどうも反対らしいということで、それ以後二の足を踏んでいるところです。そんな状況もありました。

沖野会長 体験学習はまた別の話になりますので、こういう規則がありますよということを知する一つの方法として、教育委員会にも情報提供するということ。はい、どうぞ。

名取委員 もちろん県の担当部署で教育委員会に言うのもいいんですけど、こういう案を文部科学省に提案するのが一番いいと思います。文科省にそういった窓口があると思いますので、水産庁の方にも釣り人担当の課がありますから、そちらの方に県から委員会でこういう意見があったと提案してほしいですね。子供たちが川で遊ぶのを、今、学校の方で川に近づくと危ないから行くな、行くなです。そうではなくて、教育しなさいと。

沖野会長 全体的には、水産庁をとおして文科省なんでしょうけど、とりあえず県の中だけでも、そういう知識を共有していただきたいというところで、ちょっと考えていただいて。

事務局 はい、分かりました。

沖野会長 よろしくお願ひします。

竹原委員 今の話よく分かりますけど、私は普段都会の子供さん達を受け入れまして、環境教育を含めていろいろな体験学習をやっていますけど、もちろん保護者の方の心配はあるかと思いますが、今まで受け入れてきた限りでは、私どものところでは、そういう問題は一切ありませんでした。放流というところまではいきませんでしたけれど、水生昆虫を探したりといったことをやってきましたが、学校側にも全て任せただけだったので、そこで問題が起きたということはありません。ただ、一つ感じるの、むしろ都会の学校の方が積極的です。長野県はこれだけ自然が周りにある故か、学校の裏山ですぐ体験できることを私達のようなNPO法人に依頼してきます。いっ

たいどんなことを考えているんだろうと思いますが、どこが問題なのかは分かりませんが。

沖野会長 それでは、次に進めさせていただきます。「漁業権免許切替事務について」お願いします。

事務局 （資料2により説明）

沖野会長 はい、ありがとうございました。現在の委員会委員の任期内に免許切替が終わるということですね。何かご質問ありますか。はい、近藤さん。

近藤委員 漁協と、特に河川漁協と河川工事について、昨年度（県議会に）請願して、採択していただきましたけれど、漁業権の制限又は条件で、最初に、「治水等必要な河川行使に支障を及ぼさないこと。」とありますが、この具体的な内容はどうなっているんだろうと疑問なんですけれど。いつもこの辺のところが問題になってくるわけでした。もし、差し支えなかったら教えてほしいんですが。

沖野会長 何か具体的な事例で、こういうことがとあると分かりやすい？

近藤委員 具体的事例というのはわからないんだけど、（県からの）通知で出ているのは、「むやみに協力金を要求してはいけない。」がありますが、その「むやみに」の中身は何なのか。瀬替え工事に伴うものも、この「治水等必要な河川行使に支障を及ぼさないこと。」に当てはまってしまうのか。それから、工法について、河川法が変わって、自然との共生が叫ばれているところですが、長野県の実態が自然との共生という方向で河川工事が向かっているのか、相変わらず、絶壁のような堤防が作られている状況が起きています。それも、行政が行う治水工事で、それについては一切文句を言うなということが、この規定の意味なのか。

沖野会長 今の規定は河川法が変わる前ですよ。河川法改正前後で、内容が変わってくると思うんですが。河川法に環境という言葉が入ったことで。

近藤委員 ここに書かれている「治水等必要な河川行使に支障を及ぼさないこと。」はそのとおりだと思うんですが、これの裏付けになるようなもの、あるいは、内容について曖昧なところがあって、工法などについても、漁協と自治体がトラブルになる事例があります。様々な問題が起きているわけです。そういったことが起こらないような条件又は制限というものが考えられないかということです。

沖野会長 また、事務局の方で整理していただいて。

事務局 水産庁で今回の漁業権免許切替に当たった説明会があったばかりです。その

時いろいろ変わっていますので、そういったことも含めて検討してまいります。

事務局 追加でお話させていただきます。漁業法第34条第1項に、「都道府県知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、免許するにあたり、漁業権に制限又は条件を付けることができる。」ということで、この制限等を付けているわけですが、その内容につきましては、第2項にありますように、「前項の制限又は条件を付けようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。」、ここで海区漁業調整委員会は、内水面においては、内水面漁場管理委員会になります。新たな漁業権免許に付ける制限又は条件についても、当委員会でご協議いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

沖野会長 はい、また何かありましたら、委員会に報告いただくということで、次に、その他ですが、事務局の方で何かありますか。

事務局 (資料3により「淡水魚の放射性物質検査結果」について説明)

沖野会長 はい、ご報告いただきました。何かご質問ありますか。(この結果は)新聞にも出ていましたよね。

事務局 検査をやれば、新聞にも結果が出るようになっています。また、県のHPでもみられるようになっています。

沖野会長 検査はこれからもずっと続けて。

事務局 はい、例えばワカサギの漁が始まるとすれば、事前に検査を実施してから、釣っていただくという形をとりたいと思います。

沖野会長 はい、名取さん。

名取委員 湖の場合、前回よりも湖がいくつも出てきていいんですけど、ワカサギだけを調べるということに意味はあるんですか。もう少し大きな魚を調べるとか。

事務局 基本的には、遊漁の対象、漁獲の対象となっているかということで魚種の選定をしまして、長野県内の湖では、遊漁の対象といえばワカサギ、漁業としては、諏訪湖では、コイ、フナも検査はしております。遊漁と、漁業の状況を勘案して魚種を選定しているところです。

名取委員 出来れば、釣り人とすれば、もう少しマス類も調べていただけないかなと。

事務局 湖でのマス釣りというのは、あまりメジャーではないことから、やっ

ん。

名取委員　そういう感覚なんですか。私とは感覚にだいぶズレがある。

事務局　具体的にどこの湖のどのようなマス類がありますか。

名取委員　釣り人でもルアーフィッシングをしている方とかは、木崎湖とか、他の湖でもマスの類をターゲットにしてやっていて、ワカサギではないですよ。そういう人達にすれば、自分たちの釣っている魚はどうかかなと聞かれたことがあるものですが、できたら調べていただけたらと思います。

事務局　具体的には、木崎湖、青木湖のマス類になりますか。

名取委員　はい、そうですね。

事務局　今のご要望につきましては、今後の検査計画の中で検討させていただきたいと思えます。

沖野会長　はい、他にご質問ありませんか。

はい、どうもありがとうございました。これで、今日の審議事項は終了したいと思います。それでは、事務局の方にお返しします。

(意見交換)

事務局　本日はお忙しい中、長時間にわたりご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして第210回長野県内水面漁場管理委員会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

議事録署名委員　宮　島　幹　夫　㊞

議事録署名委員　平　林　公　男　㊞